



広島県報

定期
第29号

発行者 広島県
発行所 広島県総務部
総務管理局文書法制室
購読料 月額 2,700円

目次

告示

生活保護法の規定による医療機関の指定	……………	(社会援護室)	……………	一
生活保護法の規定による指定医療機関の廃止	……………	(")	……………	一
公共測量の実施	……………	(土木総務室)	……………	二
公共測量の終了(二件)	……………	(")	……………	二
平成十六年広島県告示第千二百十二号(平成十七年度及び平成十八年度に県が発注する建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者が必要な資格及び資格審査の申請手続等の定め)二(三)の追加申請期間等	……………	(建設産業室)	……………	二
平成十六年広島県告示第千二百十三号(平成十七年度及び平成十八年度に県が発注する測量、建設コンサルタント等業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請手続等の定め)二の三(三)の追加受付期間等	……………	(")	……………	二
河川敷地等の公用廃止	……………	(道路河川管理室)	……………	三
徴税吏員証等の無効	……………	(税務室)	……………	三
特定非営利活動法人の定款変更承認申請	……………	(文化・県民協働室)	……………	三
土地改良区の役員の就任及び退任	……………	(東広島地域事務所)	……………	三
土地改良事業計画変更の同意(市町村)	……………	(尾三地域事務所)	……………	四
土地改良事業の施行の同意(市町村)	……………	(福山地域事務所)	……………	四
土地改良事業の工事の完了	……………	(")	……………	四
教育委員会告示	……………		……………	四
広島県無形文化財の指定	……………		……………	四
選挙管理委員会告示	……………		……………	四

個人演説会等を開催することができる施設の指定

公安委員会告示

遊技機の型式の検定の告示(二件)

五

告示

示

広島県告示第四百七十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定によって、同法による医療扶助のための医療を担当する機関として、次のものを指定した。

平成十八年四月十七日

名	称	所	在	地	指定年月日	
櫻	クリニツク	安芸郡府中町柳ヶ丘四〇	一一	二F	平成一七・二二・一	
砂	田	歯科	尾道市山波町一九〇五	九	平成一八・三・一	
瀬	戸	田	調剤	尾道市瀬戸田町瀬戸田三三	一	
福	島	薬	局	安芸郡坂町坂東三丁目一〇	二八	
坂	中	央	薬	局	安芸郡坂町横浜中央一三五	一七・二二・一

広島県告示第四百七十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

平成十八年四月十七日

名	称	所	在	地	廃止年月日
砂	田	歯	科	尾道市山波町倉ノ内新涯一九〇五	九
瀬	戸	田	調	尾道市瀬戸田町瀬戸田三一九	一八・二・二八
瀬	戸	田	調	尾道市瀬戸田町瀬戸田三一九	一八・二・二八

広島県告示第四百八十号

広島市長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。
平成十八年四月十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 作業種類

公共測量(一級基準点測量)

二 作業期間

平成十八年四月十五日から平成十八年十二月二十七日まで

三 作業地域

広島市佐伯区湯来町十文字地区

広島県告示第四百八十一号

平成十七年広島県告示第千三百九号の告示に係る公共測量が終了した旨、国土交通省中国地方整備局福山河川国道事務所長から通知があった。
平成十八年四月十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県告示第四百八十二号

平成十八年広島県告示第五号の告示に係る公共測量が終了した旨、国土交通省中国地方整備局福山河川国道事務所長から通知があった。
平成十八年四月十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県告示第四百八十三号

平成十六年広島県告示第千二百十二号(平成十七年度及び平成十八年度に県が発注する建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請手続等の定め。以下「千二百十二号告示」という。)(二)(三)の追加申請期間及びその他の事項について、次のとおり定めた。
平成十八年四月十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 追加申請期間

別表上欄のとおり

二 その他の事項

1 申請に係る添付書類の特例

別表各号上欄の期間に行う追加申請には、千二百十二号告示別表第二号上欄ただし書の規定にかかわらず、それぞれ別表各号中欄に掲げる日以降の日を審査基準日とする経営事項審査の結果通知書等(千二百十二号告示別表第二号上欄本文の経営事項審査の結果通知書等)で最新のものを添付するものとする。

また、千二百十二号告示別表第七号上欄括弧書の規定にかかわらず、同号の技術職員名簿は、追加申請を行う日の属する月の前月の末日現在の状況を示すようにしたものとす。

2 電子申請の特例

電子申請(千二百十二号告示二四の電子申請をいう。)を行う場合は、千二百十二号告示二二の規定にかかわらず、別表各号上欄の期間内に電磁的記録を県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させ、かつ、持参、郵送等により別に提出すべき添付書類を同表各号下欄の日までに広島県土木部総務管理建設産産室(広島市中区基町一〇番五二号)に到達させなければならない(期限までに記録又は到達しない場合は、申請全体を無効とする。)

なお、この場合、千二百十二号告示二四の「県外業者」は、「県外業者及び県内業者」と読み替えるものとする。

別表

追加申請期間	経営事項審査の結果通知書等の審査基準日	電子申請において別に提出すべき添付書類の到達期限
平成一八年六月二日(月)から平成一八年六月二六日(金)まで	平成一六年一月二日	平成一八年六月二三日(金)
平成一八年九月二日(月)から平成一八年九月二五日(金)まで	平成一七年二月二日	平成一八年九月二日(金)

広島県告示第四百八十四号

平成十六年広島県告示第千二百十三号(平成十七年度及び平成十八年度に県が発注する測量、建設コンサルタント等業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請手続等の定め。以下「千二百十三号告示」という。)(二)(三)の追加申請期間及びその他の事項について、次のとおり定めた。
平成十八年四月十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 追加受付期間

別表上欄のとおり

二 その他の事項

電子申請(千二百十三号告示二四の電子申請をいつ。)を行う場合は、千二百十三号告示二二の規定にかかわらず、別表各号上欄の期間内に電磁的記録を県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させ、かつ、持参、郵送等により別に提出すべき添付書類を同表各号下欄の日までに広島県土木部総務管理建設産業室(広島市中区基町一〇番五二号)に到達させなければならない(期限までに記録又は到達しない場合は、申請全体を無効とする。)

なお、この場合、千二百十三号告示二四の「県外業者」は、「県外業者及び県内業者」と読み替えるものとする。

別表

追加受付期間	電子申請において別に提出すべき添付書類の到達期限
平成一八年六月二日(月)から 平成一八年六月二六日(金)まで	平成一八年六月三日(金)
平成一八年九月二日(月)から 平成一八年九月五日(金)まで	平成一八年九月三日(金)

広島県告示第四百八十五号

河川区域の変更により次のとおり廃川敷地等が生じた。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県東広島地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。

平成十八年四月十七日

広島県知事 藤田雄山

一 河川の名称

二級河川黒瀬川水系角脇川

二 廃川敷地等が生じた年月日

平成十八年四月十七日

三 廃川敷地等の位置

東広島市西条町田口字東中郷一七八六番七

四 廃川敷地等の種類及び数量

土地

一四二・四七平方メートル

公 告

次の証票を亡失したので、平成十八年四月三日以降無効とした。
平成十八年四月十七日

広島県知事 藤田雄山

徴税吏員証

第五〇八号

平成十六年四月一日交付

広島県事務吏員 石原 照彦

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定によって、次の特定非営利活動法人から定款変更認証申請があった。

平成十八年四月十七日

広島県知事 藤田雄山

特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的	定款変更の内容	申請年月日
特定非営利活動法人サポーターセンターあしたは	松田 泰	広島県広島市安佐南区大町東一丁目二番四号	この法人は、障害児者の自立と社会参加促進及び生活支援に関する事業を行い、地域の人々と障害児者の助け合いを通じて住み良い街づくりをはかり、もつて広く福祉の増進に寄与することを目的とする。	・法人の名称の変更 ・特定非営利活動に係る事業の変更 ・会員種別の変更 ・総会定数の変更	平成一八年三月三〇日

東広島市志和町小野土地改良区から次の役員が就任及び退任した旨の届出があった。
平成十八年四月十七日

広島県東広島地域事務所長 日 當 康 典

(就任役員)

職名 氏名 住 所

理事 結城 信雄 東広島市志和町志和堀一五三三

近藤 敏文 " " 別府一〇五二

" " " " 一六五八

事業主体	地区名	事業名	住所	電話番号
金満和昭			三原市	三三一・一
若月一			川西下	四四二・一
松島和生			区画整理事業	五六〇
宮川文雄				六六八
中本勝美				一一〇一
三木武弘				一四九八
大石文治				一五九六
立川英之				二七八・二
大津久夫				志和西六三六・七
岡本陽				一五三七・一
宮岡正行				七〇七・一
奥村信一				志和堀一五三・七
久保清治				別府四二七
片山明				一一七〇
大石正文				一九二〇
刈山文明				志和西二二一五
松田英夫				二二一九
生塩崇雅				二四八六・一
(退任役員)				
職名	氏名	住所		
理事	三戸博	東広島市志和町別府八七四・三		
	三木章一	〃 〃 〃 一三一		
	立川幸信	〃 〃 〃 志和西二二一		
	榎田美智子	〃 〃 〃 別府五六一		
監事	八幡原弘	〃 〃 〃 西条朝日町六・二五		

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定によって、次の土地改良事業の計画変更を平成十八年四月七日同意した。

なお、この同意について不服がある者は、同意があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、広島県を被告として、同意の取消しを求める訴えを提起することができる。

平成十八年四月十七日

事業主体 地区名 事業名
広島県尾三地域事務所長 大下和男

三原市 川西下 区画整理事業

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定によって、次の土地改良事業の施行を平成十八年三月三十一日同意した。

なお、この同意について不服がある者は、同意があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、広島県を被告として、同意の取消しを求める訴えを提起することができる。

平成十八年四月十七日

事業主体 地区名 事業名
福山市 上東之面 区画整理事業

広島県福山地域事務所長 旗手清文

次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定によって、届出があった。

平成十八年四月十七日

事業主体 地区名 事業名 完了年月日
福山市土地改良区 同道地区 区画整理事業 平成一八・三・二四

広島県福山地域事務所長 旗手清文

教育委員会告示

広島県教育委員会告示第二号
広島県文化財保護条例（昭和五十一年広島県条例第三号）第二十三条第一項の規定によって、次のとおり広島県無形文化財を指定する。

平成十八年四月十七日

広島県教育委員会
委員長 小笠原道雄

種別	名称	保持者	住所	備考
工芸技術	三次人形の製作技術	丸本 堯	三次市十日市南四丁目	

工芸
日本刀製作技術

三上 孝徳 (刀匠銘 貞直)

山県郡北広島町有田

選挙管理委員会告示

広島県選挙管理委員会告示第二十号
公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として、次のとおり指定した旨、安芸高田市選挙管理委員会から報告があった。

平成十八年四月十七日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本 宗利

施設の名称	所在地	指定年月日
国司集会所	安芸高田市吉田町国司四八九番地	平成十六年一月三日
小草集会所	安芸高田市吉田町上入江二九〇番地一	平成十六年一月三日
長屋集会所	安芸高田市吉田町長屋五七一番地五	平成十六年一月三日
中束集会所	安芸高田市吉田町桂七〇番地一	平成十六年一月三日
川原集会所	安芸高田市吉田町多治比三二四一番地一	平成十六年一月三日
下土師集会所	安芸高田市八千代町土師六五四番地一	平成十六年一月三日
安芸高田市八千代文化施設 フォルテ	安芸高田市八千代町佐々井一三九一番地一	平成十六年一月三日
矢賀会館	安芸高田市美土里町本郷二二二一番地	平成十六年一月三日
塩瀬老人集会所	安芸高田市美土里町本郷二六番地一	平成十六年一月三日
老人憩の家上郷荘	安芸高田市美土里町本郷二七九六番地一	平成十六年一月三日
老人憩の家美土里荘	安芸高田市美土里町本郷六六三九番地	平成十六年一月三日
美土里生活改善センター	安芸高田市美土里町北二四五〇番地	平成十六年一月三日
美土里林業者生活環境施設 生田集会所	安芸高田市美土里町生田一八四一番地	平成十六年一月三日
面山森林公園管理棟	安芸高田市高宮町佐々部	平成十六年一月三日
下佐コミュニティセンター	安芸高田市高宮町佐々部一五二番地	平成十六年一月三日

高田原多目的集会所	安芸高田市甲田町高田原一〇五七番地六	平成十六年一月三日
瀬戸老人集会所	安芸高田市甲田町高田原一八一八番地三	平成十六年一月三日
長屋老人集会所	安芸高田市甲田町高田原四五六番地	平成十六年一月三日
山田老人集会所	安芸高田市甲田町上小原一八〇六番地一	平成十六年一月三日
高地老人集会所	安芸高田市甲田町上小原三八七三番地	平成十六年一月三日
長命会老人集会所	安芸高田市甲田町上小原四四五一番地一	平成十六年一月三日
上小原多目的集会所	安芸高田市甲田町上小原六九八番地三	平成十六年一月三日
稼地老人集会所	安芸高田市甲田町稼地二九四番地一	平成十六年一月三日

公安委員会告示

広島県公安委員会告示第28号
次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。)第6条に定める技術上の規格に適合していると認められて、規則第9条第1項の規定により告示する。

平成18年4月17日

広島県公安委員会
委員長 宮地 治夫

検定番号	検定の有効期間	遊技機の種類	型式名	申請者名(住所)	製造業者名(住所)
6P0048	告示の日(平成18年4月17日)から3年間	ぱちんこ遊技機	CRジャッキーチェンGLXT	株式会社ソニア井野定男(群馬県桐生市境野町七丁目201番地)	左同
6P0071	同上	同上	CRジャッキーチェンGLFT	同上	左同
6P0064	同上	同上	CRジャッキーチェンGL	同上	左同

6P0076	同 上	同 上	CRジヤッキー・チェンGS	同 上	左 同
6P0077	同 上	同 上	CRWINKST4F	株式会社ビジネスイ 久治 代表取締役 實田 （東京都渋谷区渋谷三丁目29番10号）	左 同
6P0045	同 上	同 上	CRWINKSF-T R	同 上	左 同
6P0066	同 上	同 上	CRWINKST4F R	同 上	左 同

広島県公安委員会告示第29号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第6条に定める技術上の規格に適合していると認められるので、規則第9条第1項の規定により告示する。

平成18年4月17日

広島県公安委員会
委員長 宮 治 夫

検定番号	検定の有効期間	遊技機の種類	型式名	申請者名（住所）	製造業者名（住所）
5S1009	告示の日（平成18年4月17日）から3年間	回胴式遊技機	カー・ツグライ	岡崎産業株式会社 安弘 代表取締役 岡崎 （三重県松阪市中万町鐘 突2185番地の2）	左 同
6P0115	同 上	ぱちんこ遊技機	CRスーパー海物語M55W	株式会社三洋物産 要求 代表取締役 金沢 千種区 （愛知県名古屋市中千種区 今池三丁目9番21号）	左 同
6P0053	同 上	同 上	CRスーパー海物語M55X	同 上	左 同
5S1250	同 上	回胴式遊技機	エヌエヌケイPJ	株式会社エヌエヌ 代表取締役 外山 公一 （大阪府吹田市豊津町14 番12号）	左 同

6P0006	同 上	ぱちんこ遊技機	CR北斗の拳STV	サミー株式会社 本 代表取締役 片岡 東池袋三 （東京都豊島区東池袋三 丁目1番1号サンシヤイ ン60）	左 同
5S1274	同 上	回胴式遊技機	スパイダーマン2 R	同 上	左 同
5S1225	同 上	同 上	シティーハンター R	同 上	左 同